

名古屋市告示第165号

生活保護法による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第51条の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 所 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
内田接骨院	名古屋市西区城西町 183番地	令和 7年 1月 1日
内田 哲彦		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課